

令和4年度第2回広島市建築審査会の開催について（お知らせ）

1 広島市建築審査会の概要

特定行政庁の行う許可処分等に対する同意及び審査請求に対する裁決についての議決を行うとともに、特定行政庁の諮問に応じて、建築基準法の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 開催日時

令和4年9月27日（火）午後3時から

3 開催場所

広島市役所本庁舎14階第7会議室

4 会議の議題

- (1) 建築基準法第43条第2項第2号に係る許可（建築物の接道義務の特例）について
申請場所：西区横川町
- (2) 建築基準法第43条第2項第2号許可に係る同意の取扱い基準に基づく許可の報告について
- (3) 建築基準法第44条第1項第2号の規定による路線バス停留所の上家の設置に係る許可基準に基づく許可の報告について

5 一般傍聴について

会議の当日、次の要領により一般の方の傍聴を受け付けます。

- (1) 傍聴者の定員 10人
- (2) 受付
午後2時30分から午後2時55分まで、会場で先着順に受付を行います。受付終了時刻までに定員に達したときは、その時点で受付を終了します。
- (3) 傍聴者の遵守事項
会場に傍聴者の遵守事項を掲示しますので、傍聴者はこれを守り、会議の円滑な進行・運営に御協力ください。

6 お問い合わせ

都市整備局指導部建築指導課第一指導係

電話（082）504-2287（直通）

FAX（082）504-2529

eメールアドレス kenchiku@city.hiroshima.lg.jp